



機械器具 58 整形用機械器具
一般医療機器 関節手術用器械 70964001
関節手術用器械〇

【禁忌・禁止】

(併用医療機器)

- ・ 他社製品（指定製品以外）、専用以外の機械器具との併用（「相互作用」の項参照）

【形状・構造及び原理等】**1. 組成**

ステンレス鋼、合成樹脂

★ステンレス鋼にはニッケルが含まれている。

2. 形状・構造及び原理等

本添付文書に該当する製品の製品名、製品（カタログ）番号、サイズ等については包装表示ラベル又は本体の記載を確認すること。

【原理】

人工関節置換術等の関節手術に用いる。

【使用目的又は効果】

人工関節置換術等の関節手術に用いる手術器械をいう。本品は再使用可能である。

【使用方法等】**1. 使用方法**

本品は未滅菌品のため、使用に際しては必ず洗浄を行い下記の条件又は各医療機関により検証され確認された滅菌条件により滅菌を行う。

標準的滅菌条件：高圧蒸気滅菌法

滅菌タイプ	ブレバキューム
滅菌温度（℃）	132/134
滅菌時間（分）	4-18
乾燥時間（分）	20-60

使用方法については必ず手術手技書を参照のこと。

2. 使用方法等に関連する使用上の注意

- 1) 表面の損傷や機械器具形状の変更を防ぐ為、各機械器具は丁寧に扱うこと。
- 2) 術前に、手術に必要な各機械器具が組み合わせて機能することを確認すること。
- 3) 術中、インプラントと機械器具又は機械器具同士がしっかりと接続されていることを繰り返し確認すること。
- 4) 術野内で整備する際に機械器具に対して治療部位以外が損傷を受ける原因になるような過度な力をかけないようにすること。
- 5) 滅菌時間中、推奨する滅菌温度が維持されていることを担保するために、オートクレーブのバリデーション及び定期的な検査を行うこと。インジケータを用いて滅菌装置内の滅菌条件が維持されていることを確認すること。
- 6) 滅菌に際しては CSR ラッピングテクニック等の適切な方法に従い、本品を二重包装するか、CSR ラップや袋で包むこと。
- 7) 本品の滅菌に際してはエチレンオキサイド滅菌法、非加熱滅菌法、フラッシュ滅菌法は推奨しない。
- 8) 包装形態および包装材は、EN ISO 11607 に準拠していることまた蒸気滅菌にも適しているものを使用すること。

【使用上の注意】**1. 重要な基本的注意**

- 1) 本品の原材料はインプラントを目的としたものではない。本品が破損した場合、術後合併症が起こる可能性があるため、破片が体内に残らないようにすること。
- 2) 生命の維持に必要な不可欠な重要臓器、神経、血管の近くで機械器具を使用する場合は特に注意すること。

2. 相互作用（他の医薬品・医療機器等との併用に関すること）**(1) 併用禁忌（併用しないこと）**

医療機器の名称等	臨床症状措置方法	機序・危険因子
・他社製品（指定製品以外） ・専用以外の機械器具	摩耗、破損、変形等の有害事象が発生する可能性がある。	意図した使用ができず、インプラントを正確に骨に設置できない。

3. 不具合・有害事象

以下の不具合・有害事象が発現する可能性がある。

(1) 不具合**【その他の不具合】**

- 1) 本品の破損、変形、分解

(2) 有害事象**【重大な有害事象】**

- 1) 手術による泌尿生殖器疾患、消化器疾患、血栓等の血管障害、塞栓症を含む気管支肺疾患、心筋梗塞や死亡

【その他の有害事象】

- 1) 本品の不適切な使用又は不具合による神経障害、神経損傷、血行障害及び異所性骨形成
- 2) 感染症
- 3) 本品の不適切な使用又は不具合による手術時間の延長
- 4) 骨の亀裂、骨折、穿孔
- 5) 破損した本品破片の体内遺残による、アレルギー、感染症、生物学的性質の合併症、破片除去のための再手術（X線透過性コンポーネント等と記載されていない限り、非金属材料製の器具およびその破片は X 線透視画像等では見えないことがある。）

上記の項目が不具合・有害事象の全てではない。

4. 高齢者への適用

高齢者は、骨粗鬆化している場合が多く、術中に過度の力を加えることにより骨折する可能性があるので慎重に使用すること。

5. その他の注意

本品にクロイツフェルト・ヤコブ病の汚染が疑われる場合は、当社安全管理部門に連絡すること。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法：高温、多湿、直射日光をさけ室温で保管

【保守・点検に係る事項】

- 1) 本品使用後は、直ちに洗浄、すすぎ等の汚染除去を行った後、血液等異物が付着していないことを確認し、使用方法等欄に示す滅菌方法及び滅菌条件で滅菌を行い保管すること。

洗浄について

- 1) 汚染除去に使用する洗剤は、必ず医療用洗剤等、当洗浄に適したものを使用すること。
- 2) 洗浄装置（超音波洗浄装置を含む）を使用する場合は、鋭利な機械器具同士が接触して損傷しないよう注意すること。
- 3) 超音波洗浄装置を使用する場合は装置の取り扱い説明書に従って機械器具の隙間、嵌合部に異物等がないことが確認できるまで洗浄すること。
- 4) 洗浄後は腐食防止のため直ちに乾燥すること。
- 5) 可動部の動きをスムーズにするため、高圧蒸気滅菌法に適した医療用の水溶性潤滑剤の使用が望ましい。
- 6) 洗浄及び滅菌に使用する水は出来るだけ蒸留水・脱イオン水を使用すること。
- 7) 洗浄には柔らかいブラシ、スポンジ等を使い、洗い磨き粉、金属ブラシ等は使用しないこと。

- 8) 分解可能な機械器具は分解した状態で洗浄すること。
- 9) 複雑な構造を有する機械器具は隙間部、嵌合部を柔らかいブラシ等で入念に洗浄し、異物がないことを確認すること。
- 10) 機械器具の組み立てには専用のドライバー等の器具を使用し確実にネジ止め、締め付けをし器具の破損、緩み等の無いよう注意すること。
- 11) 中空状の機械器具の洗浄では、棒状のクリーナーで内部の組織・残屑を除去してから洗浄すること。
- 12) 洗浄及び消毒は、器械トレーから機械器具を取り出して行うこと。
- 13) 洗浄に際しては、予浸、用手洗浄、複雑な構造を有する場合は超音波洗浄、消毒を行うこと。その際、酵素洗剤、中性洗剤を使用すること。
- 14) 洗剤、異物等を完全に除去するため、洗浄ステップごとにすすぎを行うこと。
- 15) フッ素又は塩素系や油脂系洗剤と接触させないこと。
- 16) 強酸溶液 (pH<4)、アルカリ、有機またはアンモニア系溶媒、酸素系化学薬品、その他、本品に悪影響を及ぼす可能性がある他の物質と接触させないこと。
- 17) 機器を浸漬する際には、新しく調製した酵素洗浄用洗剤 (pH≤8.5) を使用すること。
- 18) スチールウールや研磨クリーナーは使用しないこと。
- 19) 冷水 (<40℃) を最低 1 分間使用して、機器をリンスすること。
- 20) すべての中空と穴に詰りがないことを確認すること。
- 21) 以下に示す最小限のパラメータで、標準的な計器洗浄機/消毒器サイクルを設定すること。

サイクル	適応時間	温度	洗剤注入
予備洗浄	2 分	水道水 (40℃以下)	—
洗浄	5 分	60℃以上	中性酵素洗剤
中和	2 分	水道水 (40℃以下)	—
すすぎ	1 分	水道水 (40℃以下)	—
熱消毒	5 分	90℃以上	—
乾燥	7-30 分	熱処理 100-120℃	—

- 22) ISO 15883 基準で承認された洗浄機/消毒器のみを使用すること。
- 23) 機械用オイルまたはグリースは使用しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

日本ストライカー株式会社
連絡先電話：03-6894-0000（代表）